



岐阜労働局発表

平成28年8月22日(月)

担当	岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
	課長 松原 川史
	労働衛生専門官 勝股 光悦
	電話 058-245-8103

## 平成28年度(第67回)全国労働衛生週間の実施

### ～ 自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る ～

今年も10月1日から7日(準備期間9月1日から30日)まで、平成28年度の全国労働衛生週間が実施されます。

今年で67回目を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康を巡る状況を見ますと平成27年度の精神障害の労災支給決定件数が全国で472件(うち県内では2件)、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が全国で251件(うち県内3件)となっていることから、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働(長時間労働等)による健康障害防止対策が重要な課題となっています。

また、平成27年の県内の休業4日以上腰痛や熱中症など業務上疾病者数は134人で前年に比べて42人(45.7%)の大幅な増加となっており、腰痛が約4割を占めています。(別紙1参照)

さらに、化学物質による薬傷・やけどや特定化学物質障害予防規則等の法令による規制対象となっていない化学物質を原因とする「がん」などの遅発性の疾病による労災事案の発生など新たな問題も生じています。

こうした状況を踏まえ、平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、①ストレスチェック制度によるメンタルヘルス対策の充実、②表示義務の対象となる化学物質の拡大及びSDS(安全データシート)の交付対象化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等の業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みが充実されました。

そのほかに「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく各種対策を推進や平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、疾病を抱えた労働者の治療と職業生活の両立支援も求められています。

このような背景から、今年度は「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンに全国労働衛生週間を展開することになりました。

岐阜労働局(局長 本間 之輝)では、事業者が本週間、準備期間において事業場における労働衛生意識を高揚し、さらなる労働衛生管理活動の促進を図るよう県内の労働基準監督署に指示し、関係団体に対して広く周知徹底するように文書要請を行いました。また、9月1日に開催される岐阜県産業安全衛生大会の後援をしています。

全国労働衛生週間の概要につきましては、実施要綱(別紙2)及びリーフレット(別紙3)をご参照ください。